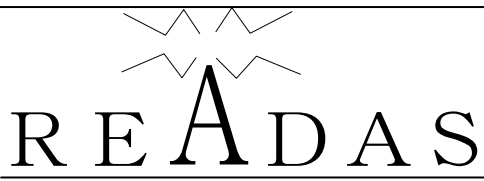


第 5337 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 27日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 罰金等の取扱い

Q：社員が業務中に交通違反を起こし罰金を払いました。この罰金は、税務上どのように取り扱われますか？

A：損金不算入になります。

【解説】

法人税では、法人が納付する次のものの額は、損金の額に算入しないこととされています。

- ①罰金及び料料（外国又はその地方公共団体が課するこれらに相当するものを含む）並びに過料
- ②国民生活安定緊急措置法の規定による課徴金及び延滞金
- ③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の規定による課徴金及び延滞金（外国もしくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するものを含む）
- ④金融商品取引法の規定による課徴金及び延滞金
- ⑤公認会計士法の規定による課徴金及び延滞金
- ⑥不当景品類及び不当表示防止法の規定による課徴金及び延滞金

⑥については、平成27年度の税制改正で追加されたもので、平成26年11月27日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日以後に適用されることとなっています。

